

令和5年度第2回試験案内 十和田市職員採用試験

一般行政 社会人枠

建築・土木

令和6年4月1日付採用

十和田市の求める人材

- 市民全体への奉仕者として、市民に誠意を持って接する人材
- 自ら積極的に知識、技能等の向上に努め、公正で誠実に職務遂行をする人材
- 地域社会の一員としての自覚を持ち、十和田市の未来を創造していく人材

十和田市総務部総務課

受付期間	令和5年8月7日（月）～令和5年8月28日（月）
第1次試験日	令和5年9月24日（日）
試験会場	十和田市役所（十和田市西十二番町 6-1）

問い合わせ先 受験申込先	十和田市総務部総務課人事研修係【市役所本館3階】 電話 0176-51-6705（直通）
-----------------	---

1 募集職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
建築	1人程度	主に公共施設の設計、施工監理等に関する業務に従事します。ただし、建築等部署以外にも異動し、一般行政事務のみに従事することもあります。
土木	1人程度	主に道路等の設計、維持管理等に関する業務に従事します。ただし、土木等部署以外にも異動し、一般行政事務のみに従事することもあります。

（注）採用予定人員については、変更になる場合があります。

2 受験資格

次に掲げる職種ごとの受験資格のすべてを満たす者で、活字印刷文による出題に対応できる者が受験できます。

職種	受験資格
建築	①一級又は二級建築士の免許を現に有する者 ②昭和 53 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者 ③民間企業等（自営業並びに国又は地方公共団体等を含む。）で、一級又は二級建築士の免許に基づき、設計、監理等の職務経験が 5 年以上ある者
土木	①昭和 63 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者 ② 1 級土木施工管理技士の免許を現に有する者、又は、民間企業等（自営業並びに国又は地方公共団体等を含む。）で、土木工事の設計又は施工監理の職務経験が 5 年以上ある者

（注 1）「職務経験」とは、正規、非正規の雇用形態にかかわらず、週 29 時間以上の就業時間で就業した期間が該当します。1 月未満の場合は、1 月として計算します。ただし、休業等の業務に従事しない期間を含みません。

（注 2）最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、前歴証明書等を提出していただきます。

（注 3）十和田市職員採用試験一般行政区分及び消防区分との併願はできません。

（注 4）申込受付期間終了後の職種の変更は認めません。

3 受験の制限

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格条項に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 十和田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
第 1 次試験	9 月 24 日（日）	十和田市役所	10 月中旬（予定）	十和田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に合否を文書で通知します。
第 2 次試験	11 月上旬（予定）	十和田市役所（予定）	12 月上旬（予定）	

（注）災害発生等により緊急のお知らせがある場合は、十和田市ホームページに掲載します。

(<https://www.city.towada.lg.jp/shisei/saiyou/>)

5 試験の種目及び内容

試験	試験種目	試験内容	
第 1 次 試験	社会人基礎試験 (職務基礎力試験)	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力を検証する試験 [75 題、1 時間 30 分] 社会的関心と理解力、言語的な能力、論理的な思考力	解答は マーク シート 方式に よる。
	社会人基礎試験 (職務適応性検査)	社会人としての職務・職場への適応性について性格特性をみる検査 [150 題、20 分]	
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査 [100 題、10 分]	
第 2 次 試験	作文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての課題作文試験を行います。 [800 字、50 分]	
	集団討論	職務の遂行に必要な表現力、行動力等を見るために集団討論を行います。	
	面接試験	主として人物について、面接により試験を行います。	
身上調査		提出書類の記入事項等の真偽等について調査します。	

6 受験申込方法及び申込受付期間

インターネットによる申込を推奨しています。

受験申込後、電話で内容確認をする場合があります。「0176-51-6705」から電話があった場合は、応答又は折り返し電話をしてください。

(1)インターネットによる方法（推奨）

受験申込方法	ホームページの「十和田市電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力してください。 具体的な手続方法については、ホームページで確認してください。 申込完了通知メールが届くまでは申込受付が完了していませんので、注意してください。	 ↑手続方法はこちら
受付期間	8月7日（月）午前8時30分から8月28日（月）午後5時15分までの間に、「十和田市電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けます。	
受験票等の交付	9月4日（月）にホームページ（ https://www.city.towada.lg.jp/shisei/saiyou/ ）に「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載しますので、掲載後速やかに確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成してください。	

(2)郵送又は持参による方法

「受験申込書」及び「受験票」について、別紙「郵送又は持参による受験申込の方法」及び「受験申込書・受験票 記入上の諸注意」をよく読み、各欄に漏れなく記入してください。

受験申込方法	郵送する場合	角形2号封筒の表に、「試験申込」と朱書きし、「受験申込書」と「受験票」を封入し、<u>簡易書留郵便</u>で郵送してください。 ◎申込宛先（住所記入不要） 〒 034-8615 十和田市総務課 ※受領証は、受験票が届くまで必ず保管しておいてください。<u>簡易書留郵便によらない郵便での不着には対応できません。</u>
	持参する場合	「受験申込書」と「受験票」を、十和田市総務部総務課（市役所本館3階）に直接持参してください。
受付期間	8月7日（月）から8月28日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。） 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 郵送の場合は、8月28日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。	
受験票の交付	受験票は9月4日（月）に発送します。受験票が9月11日（月）までに届かない場合は、速やかに総務課まで連絡してください。	

7 合格から採用まで

(1) 第1次試験合格者の提出書類について

第1次試験合格者には、第2次試験受験にあたり、追加で提出を求める書類があります。

下記提出書類のうち、学校等から取り寄せる必要があるものについては、申請手続きを十分に確認しておくようにしてください。保存年限により発行できないときは、省略場合があります。詳しくは、第1次試験合格者へお知らせします。

ア 卒業証書の写し又は卒業証明書

イ 成績証明書（修学年数1年以下の専門学校卒業又は卒業見込みの者、大学中退の者等は、当該専門学校等の成績証明書と併せ、卒業した高等学校の成績証明書）

ウ 住民票（受験者本人だけのもので本籍地の記載のあるもの）

エ 一級又は二級建築士免許の写し ※建築のみ

オ 一級土木施工管理技士免許の写し ※該当者のみ

(2) 採用候補者名簿

第2次試験合格者は、試験結果順に採用候補者名簿に登載され、名簿上位者から順に採用が決定されます。

採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者を多く決定（補欠合格）することがあり、第2次試験合格者全員が採用になるとは限りません。採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ令和6年4月1日の採用となりません。詳しくは、第2次試験合格者へお知らせします。

※ 採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合、又は受験申込書の記入事項等に虚偽があった場合には採用となりません。

8 試験結果の開示

この試験を受験し不合格となった場合には、希望する受験者本人に限り試験結果を開示します。

開示を希望する場合には、受験者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間（土日祝日を除く。）に総務部総務課に直接おいでください。なお、電話等による開示はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験 不合格者	総合順位及び得点	各合格発表の日から 1か月間	総務部総務課 (本館3階)
第2次試験 不合格者	総合順位		

9 給与

(1) 採用時は、「主事」又は「技師」として採用予定ですが、一定の基準を満たす場合は、他の職位で採用する場合があります。

(2) 初任給は、大学卒業後民間企業に10年間勤務していた場合、月額226,300円程度です。なお、民間企業等における業務経験等に応じて一定の基準で加算される場合があります。このほか、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、制度の改正により金額等が変わることがあります。

10 新採用職員の十和田市消防団入団研修について

新採用職員が実際に消防団員として活動することにより、地域の防災・防犯に寄与している消防団の活動を深く理解するとともに、市民の生命・財産を守るという使命を果たす中で、防災意識を高めていくことを目的として、採用後に十和田市消防団への入団研修を2年間行います。

【郵送又は持参による受験申込の方法】

- 「受験申込書」に必要事項を漏れなく記入し、写真を貼る。
- はがきのおもて面（宛先記入面）に「受験票」を郵送する住所及び氏名を記入する（私製はがきの場合は、通常はがきと同じ大きさのもので、63 円切手を貼付したものに限る。）。
※受験票は9月4日（月）に発送します。受験票を確実に受け取る
ことのできる住所（現住所又は帰省先等）を記入してください。
- 右の「受験票」に職種・氏名を記入する。
※受験番号欄は記入不要。
- 「受験票」を切り取り、はがきのうら面（宛先記入面でない方）に、はがれないようにしっかりとのり付けする。
- 「受験申込書」と「受験票を貼付したはがき」を十和田市総務部総務課へ提出する。
※郵送の場合は、角形2号封筒のおもて面に「試験申込」と朱書きし、うら面に受験者の郵便番号、住所、氏名を記入し、簡易書留郵便で郵送すること。（受領証は、返送される「受験票」が届くまで必ず保管しておくこと。）

（おもて面）

63	郵便はがき □□□ □□□
（あなたの住所） （あなたの氏名） 様	
□□□ □□□	

（うら面）

令和5年度第2回 十和田市職員採用試験受験票	
職種 一般行政（社会人枠）	※受験番号（記入不要）
氏 名 十和田 太郎	
【第1次試験】 日時 令和5年9月24日（日） 受付時間 午前8時50分～午前9時10分 試験開始時刻 午前9時20分 試験終了時刻 午後0時20分（予定） 会場 十和田市役所（十和田市西十二番町6番1号） 電話 0176-23-5111（代表）	
【持参するもの】 ・受験票（このはがき） ・筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム） ・時計（アラーム不可。携帯電話その他電子機器等を時計として使用することはできません。）	
【受験に当たっての注意】 1 試験会場内（敷地内）は禁煙です。 2 ゴミはすべて持ち帰ってください。 3 試験室では換気のため、適宜、窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。	

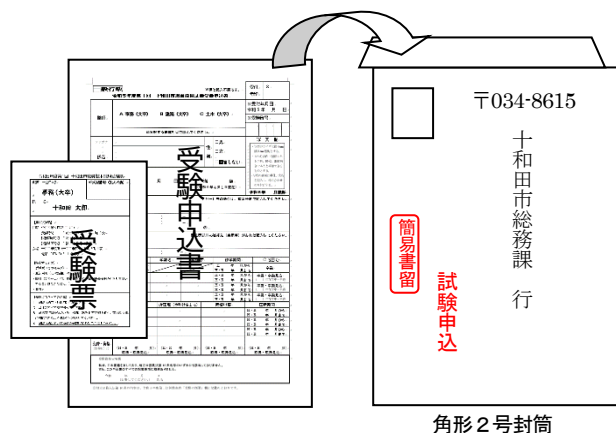
のり付け

令和5年度第2回 十和田市職員採用試験受験票

職種 一般行政（社会人枠）	※受験番号（記入不要）
氏 名	
【第1次試験】 日時 令和5年9月24日（日） 受付時間 午前8時50分～午前9時10分 試験開始時刻 午前9時20分 試験終了時刻 午後0時20分（予定） 会場 十和田市役所（十和田市西十二番町6番1号） 電話 0176-23-5111（代表）	
【持参するもの】 ・受験票（このはがき） ・筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム） ・時計（アラーム不可。携帯電話その他電子機器等を時計として使用することはできません。）	
【受験に当たっての注意】 1 試験会場内（敷地内）は禁煙です。 2 ゴミはすべて持ち帰ってください。 3 試験室では換気のため、適宜、窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。	

切り取り線

切り取り線



角形2号封筒

◎試験会場 十和田市役所

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
電話 0176-23-5111（代表）



▶交通案内(バス)
十和田観光電鉄「十和田市中央」下車徒歩約15分

◎受験申込書・受験票 記入上の諸注意

- ・受験申込書及び受験票は、「※印」欄を除く太枠内すべての欄に、黒のボールペンで漏れなく記入してください。（消せるペンを使用して記入したものは受け付けできません。）
- ・受験申込書の受験する職種を○印で囲んでください。
- ・受験申込書の写真欄に貼る写真（6ヶ月以内に撮影したもの）の裏面に、受験する職種・氏名を記入してから、のり付けしてください。
- ・生年月日、期間等は和暦で記入してください。
- ・帰省等のため、現住所で連絡が取れない場合は、連絡先を記入してください。
- ・「学歴」欄には、今まで教育を受けた中学校以上の一切の教育機関について、年代順に記入してください。
- ・「職歴」欄には、アルバイトや無職の期間もすべて記入してください。「職務内容」欄は、営業、会計事務等、職務の内容を具体的に記入してください。無職の期間がある場合は、「勤務先名称」欄に「無職」と記入してください。
- ・「資格・免許」欄に記入する取得見込みの資格・免許については、試験等に合格しなければ取得できないものは含みません。
- ・職歴、免許・資格について、記入欄が不足する場合は、別紙（様式任意）を作成して提出してください。